

平成 23 年度ごみ減量・リサイクル推進月間について

1. 趣旨・目的

平成 20 年度の新ごみ減量制度実施後 3 年が経過し、リバウンドもなく 3 割減量後の水準を維持しているものの、その減少量は横ばい傾向であり、さらなるごみ減量と資源化を図るためには、市民に対する啓発活動を強化する必要がある。また、プラスチック製容器包装の分別誤りや燃やすごみへの再生可能な古紙類の混入など、引き続き啓発が必要な課題も多い。

これらのことから、昨年度に引き続き 10 月を「ごみ減量・リサイクル推進月間」と位置づけ、新潟市のごみ処理行政に係る広報の強化や市職員によるごみ集積場の早朝巡視を通して、市民に対する啓発活動を行う。

併せて、ごみ・資源の持ち去り禁止条例に係る 11 月からの罰則適用についても、この期間に周知を行う。

2. 平成 23 年度実施概要（予定）

10 月 1 日（土）～ 31 日（月）の 1 ヶ月間を「ごみ減量・リサイクル推進月間」と位置づけ、以下の取り組みを実施。

【参考：(国)環境衛生週間；9/24～10/1、3R 推進月間；10 月】

- 自治会・町内会へ「ごみ出しの注意事項」チラシの回覧依頼
 - ◇ 対象：全自治会・町内会
(資料 4 別紙参照)
- 希望する自治会・町内会に対しごみに関する研修会・勉強会を実施
 - ◇ 「ごみダイエット読本」を活用した職員による出前講座
- 「ごみ・資源の持ち去り禁止条例」の罰則適用開始（11/1）に併せた周知
- サイチョプレス（vol.10 9/25 号）による推進月間の広報
- 市職員によるごみ集積場早朝巡視
 - ◇ 期間：10 月 11 日（火）～ 28 日（金）
(日曜日及び収集空き日を除く 16 日間)
 - ◇ 対象：市内全 2,079 自治会・町内会のうち約 1,000 箇所を巡視
 - ◇ 対応：廃棄物政策課、廃棄物対策課（東西清掃事務所）、廃棄物施設課、各区区民生活課



平成 22 年度の早朝巡視の様子